

# 金沢市中心市街地出店促進事業に対する補助金及び奨励金の交付に関する要綱

(平成9年4月1日決裁)

改正 平成10年4月1日決裁  
平成11年7月1日決裁  
平成12年5月23日決裁  
平成13年4月1日決裁  
平成15年4月1日決裁  
平成17年4月1日決裁  
平成18年6月10日決裁  
平成19年4月1日決裁  
平成20年10月15日決裁  
平成21年6月22日決裁  
平成21年6月23日決裁  
平成23年3月18日決裁  
平成25年3月26日決裁  
平成26年3月24日決裁  
平成27年12月18日決裁  
平成28年3月23日決裁  
平成29年3月24日決裁

第1条 この要綱は、本市の中心市街地の振興を図るため、当該中心市街地が形成されている地域で商店街振興組合等が行う出店促進事業に対する補助金及び奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街振興組合等 別表に定める中心市街地の振興組合、振興会等をいう。
- (2) 出店促進事業 空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し、商店街振興組合等が当該空き店舗等の借上料の一部を補助し、又は出店に要する費用を支援することにより出店を奨励する事業をいう。

(3) 空き店舗等 中心市街地の街区（平成18年度末における金沢市中心市街地活性化基本計画の重点整備地区並びに石引商店街振興組合及び橋場町振興会の区域をいう。）内における店舗、倉庫等（当該店舗、倉庫等が建物の1階にあり、かつ、道路に面しているものに限る。）で、本来の用途としておおむね6月以上利用されなくなったものをいう。

第3条 補助金及び奨励金は、出店促進事業を行う商店街振興組合等に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

第4条 補助金及び奨励金の交付の対象となる出店促進事業は、当該出店促進事業に係る出店の要件が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 業種が、小売業、一般飲食店、理容業、美容業その他市長が適当と認めるものであること。
- (2) 営業時間が、夜間（午後8時から翌日の午前10時までの間をいう。）のみでないこと。
- (3) 空き店舗等の借上げに係る契約期間が1年以上であること。
- (4) 当該商店街の街区内において、本市がまちづくりに関する施策等を実施している場合は、これに適合するものであること。

第5条 補助の対象となる期間は、1店舗（出店促進事業により出店した1の店舗をいう。以下同じ。）につき、2年を限度とし、当該期間の起算日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 開店日が月の初日の場合 開店日の属する月の初日
- (2) 開店日が月の初日以外の日の場合 開店日の属する月の翌月の初日

第6条 補助金の額は、1店舗につき、空き店舗等の借上料（空き店舗等の借上料月額に、当該年度内における借上げの月数を乗じて得た額をいう。）の4分の1に相当する額とし、その額は、1年につき50万円を超えないものとする。

第7条 奨励の対象となる期間は、1店舗につき、出店のための空き店舗等の借上げに係る契約締結日から1年を限度とする。

第8条 奨励金の額は、出店に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計額とし、その額は、1年につき50万円を超えないものとする。

- (1) 広告宣伝費
- (2) 開業イベントに係る費用

(3) 店舗の装飾に係る費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、出店に要する費用として市長が認める費用

第9条 補助金及び奨励金は、当該出店促進事業に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた商店街振興組合等に対しては、交付しない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年度分からの補助金について適用する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し行う出店促進事業については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成10年4月1日決裁）

この要綱は、平成10年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成11年7月1日決裁）

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年5月23日決裁）

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日決裁）

この要綱は、平成13年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成15年4月1日決裁）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条及び第6条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に補助を開始するものから適用し、この要綱の施行の前日に補助を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成20年10月15日決裁）

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日決裁）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市中心市街地出店促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の

日以後に空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し行う出店促進事業に対する補助金について適用し、同日までに空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し行う出店促進事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市中心市街地出店促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し行う出店促進事業に対する補助金及び奨励金について適用し、同日までに空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し行う出店促進事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月18日決裁）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

片町商店街振興組合 横安江町商店街振興組合 堅町商店街振興組合 尾張町商店街振興組合 武蔵商店街振興組合 近江町市場商店街振興組合 香林坊商店街振興組合 広坂振興会 柿木畠振興会 石引商店街振興組合 駅前別院通り商店街振興組合 英町商店街振興組合 新堅町商店街 玉川町通り商店街振興組合 尾山神社前商店街振興組合 彦三商店街振興組合 橋場町振興会 南町通り商工会 木倉町商店街 金沢城兼六園商店会 片町伝馬商店街 新天地商店街振興組合 せせらぎ通り商店街振興会 里見町あかねや橋通り商店会 金沢駅前三和商店街振興会